

令和3年7月6日

報道各位

福祉・児童課

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求書類の紛失
及び請求書類の紛失に伴う進達の遅延について

令和2年度から戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きを進めておりましたが、ご遺族から請求書類を提出していただいたにもかかわらず、書類を紛失していることが判明いたしました。

今回の請求書類の紛失によりご遺族の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、また、本市福祉行政に係る信頼を著しく損なう結果となりましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、事案の状況や対応等について、次のとおりお知らせします。

1. 発生原因

勝山市で請求書類を受け付けた後紛失があった。

2. 経緯

本年6月、前回の特別弔慰金を受けた方で今回未請求の方に対し通知したところ、通知を受けたご遺族から令和2年7月に申請済みであるとの連絡を受け、調査・確認した結果、6名の方について勝山市で受付した後の書類が不明であることが判明した。

3. 今回事案の影響の範囲

6名の方の特別弔慰金の手続きが遅れた。

4. 今後の対応及び再発防止について

6名の方について直接謝罪するとともに、再度請求書類の提出をしていただきました。

今後は、今回のような人為的なミスを防ぐため、事務処理過程における確認作業を見直すとともに、書類を確実に保管するよう努めます。

問い合わせ

勝山市役所 福祉・児童課 社会福祉係
電話 0779-87-0777 担当 天立・椿山